## 大手通販サイトから頼んでない商品が送られてきた!

### 事 例

大手通販会社から、3日続けてギフト扱いで商品が届いた。1回目は、開封してしまい、事業者に確認したが、商品にも送った人物にも心当たりが無い。翌日、2回目の商品が届き同じ送り主だったが依頼していないと返品した。3回目は、ポスト投函された商品だった。事業者に連絡すると、送り主は別だったが、依頼していないのであれば返品しないでそちらで処分して良いと言われた。今後の対処法を教えて。(40代、女性)



#### アドバイス

- ポスト投函されていた荷物は未開封であれば郵便局へ持参し受取拒否対応が可能です。
- 荷物を受取ってしまっても、注文していない商品であれば、原則2週間保管した後自由 に処分することができます。
- 代金を請求されたときは、心当たりがなければ支払う必要はありません。クレジットカード等の利用明細に不審な請求がないか確認しましょう。
- 国内のネット通販で注文しても、海外から配送されることがあります。「ネット通販で 注文したのにまだ届いていない。家族が注文したプレゼント等ではないか?」など確認 しましょう。また、配送予定があれば家族で情報を共有しておきましょう。
- 困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

#### ※ネガティブオプション(送りつけ商法)

一方的に送りつけられただけでは代金の支払いも返送の必要もありません。

「特定商取引法に関する法律」に基づき 14 日間を経過すれば自由に処分できます。保管期間中に商品を使用すると、商品を承諾したとみなされ代金を請求されます。ご注意下さい。

#### ●問い合わせ先

# 名寄市消費生活センター ☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土·日·祝日·年末年始

